

議案第 4 3 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 2 6 年条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 2 条 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に改める。

(市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 1 8 年条例第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

第 4 条 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、
「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

- 3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

理 由

人事院勧告等を踏まえ一般職の職員の期末手当の改定を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。